

「東大寺印」と「造東寺印」 正倉院文書の分析から

“Tōdaiji Seal” and “Zōtōji Seal” Based on an
Analysis of the *Shōsō-in* Documents

田中史生

はじめに

①「東大寺印」

②「造東寺印」

③ 造東大寺司と「東大寺印」「造東寺印」

むすび

【論文要旨】

日本古代の文書行政の実態を知る上で極めて重要な史料と位置づけられている正倉院文書には、周知のように実に多種の古代印が押されている。本稿では、その中から、特に東大寺内の組織運営システムと密接にかかわると考えられる「東大寺印」と「造東寺印」を取り上げ、これまで主に個々の文書の接続関係や内容から検討されてきた正倉院文書に、印影の考察から、新たな分析視角を与えることを試みる。

正倉院文書に見られる「東大寺印」は現在三種が確認できるが、そのうち、古代印と認められるものは二種である。また、同じく「造東寺印」も三種を確認したが、古代印と断定できるものは一種のみであった。このことを前提として、「東大寺印」「造東寺印」の変遷と両印の関係を示すと以下のようなようになる。

天平宝字5年末までに鑄造された「東大寺印」は、宝亀2年に他の寺印が官鑄で頒下されるに伴って、改鑄されることとなる。一方「造東寺印」も天平勝宝4年10月から宝亀2年9月の間は少なくとも存在していることが確認される。造東大寺司の作成する文書にはこの両印がいずれも使用されているが、造東大寺司では、寺内に伝達する文書には「造東寺印」を押印し、寺外に伝達する文書には「東大寺印」を押印するという、文書行政上の使い分けを行っていたと考えられる。

なお、天平勝宝4年以降、造東大寺司と東大寺三綱は、互いに往復する文書にそれぞれの東大寺内での所属名を冠した印を用いており、造東大寺司と三綱が同居する東大寺はその内部において、少なくとも奈良時代中葉以降は、それぞれの所属の印を用いた文書による組織運営システムを確立しつつあったことが窺われるのである。

はじめに

正倉院文書の中には、周知のように古代の行政文書が多数含まれており、印影によってそれらに押された古代の印を多く知ることができる。これらのうち、諸司印や諸国印などのいわゆる官印は、その規格と使用について養老令の定めるところでもあり（公式令天子神璽条）、実際の文書行政上での機能や変遷も近年では解明されつつあるように思う⁽¹⁾。

ところが正倉院文書中には、それ以外にも用途の明確でない寺印や私印などがみられ、形状も令が官印の規格として定めていた方印ばかりでなく丸印の存在も認められるなど、古代印の在り方は令で示される以上に極めて多様であったことが窺われる。しかし、これらが印影という形で印の使用状態を伝える点において、古代印の在り方、ひいては古代文書行政システムの在り方を究明する好材料であるにもかかわらず、特に正倉院文書の寺印や私印に関しては、文書の一部が宝庫外に流出してそれらの印影の真偽が問題となるなど、基礎的の整理が十分でないこともあって、議論されにくいのが現状であろう。

今回、筆者は幸いにも国立歴史民俗博物館の行った古印調査に参加でき、正倉院文書の印影を扱う中で上記の未整理の問題にある一定の知見を得ることができたと考えるので、本稿では、特に東大寺内の組織運営のシステムと密接にかかわると考えられる「東大寺印」と「造東寺印」をとりあげ、その変遷過程を考察する。そこからこれまで内容面からの検討の多かった文書の解釈に、新たな視角を与えることを試みたい。

なお本稿でとりあげる正倉院文書の印影は、国立歴史民俗博物館の「非文献資料の基礎的研究—古印—」報告書『日本古代印集成』（以下『報告書』と称す）の作成過程において当館所蔵の正倉院文書モノクロ実大写真、正倉院文書複製、国立歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』（以下『拾遺』と称す）の実大写真などで確認したものを基本とし、印影とその分類については『報告書』と対応している。

① ……………「東大寺印」

1 宝庫外流出の文書にみられる印

正倉院文書中に見られる「東大寺印」は三種認められるが、ここではそれらをそれぞれA印・B印・C印として⁽²⁾、その押印文書を以下に示すことにする（出典のうち、大古は『大日本古文書』（編年）の略称）。

A 印 天平19年4月14日茨田兄麻呂手実（『拾遺』51，大古2-667~668）

天平19年経師写疏枚替注文（『拾遺』54，大古24-463~464）

B 印 天平宝字5年~6年の造東大寺司牒（出典は後掲表1参照）

C 印 年月日未詳造東大寺司牒（正集5，大古23-169）

上記の三種の印はいずれも方印で、一辺はそれぞれ、A印が5.8cm、B印が5.7cm、C印が5.9cmと、あまり差は認められない〔図1〕。字形でも、A印とC印はほぼ同じで見分けにくいですが、A印は

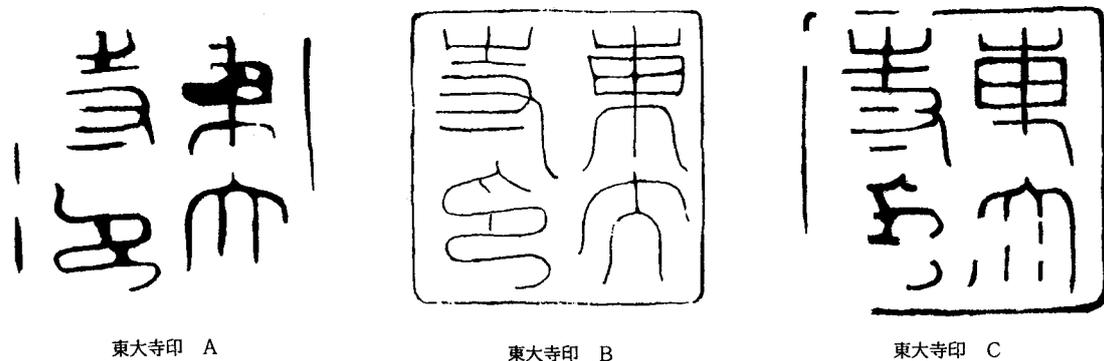


図1 「東大寺印」(S=2/3)

「東」の字の中の「田」の部分がある程度小さく、丸みをおびているのが特徴である。また、「印」の字もA印とB印は僅かに重ならない。ところがB印は全体的に細字で、「大」の字形がA・C印と全く異なり、「東大」の行も他の二つの印より右寄りなので、他との差異が明瞭である。

さてA印については、いずれも庫外に流出した東大寺の写経所の写経事業にかかわる文書に押印されているものである。そしてこれらは、紙の継ぎ目印などはなく字面のほぼ全面に押印されているので、そのまま理解すれば、文書作成過程で押印されたものと判断してよいことになる。しかしこの印は天平19年の文書に押印されているという点で、文書作成当時の印とするには疑問が残るのである。

というのは、東大寺という寺名は、天平19年の冬頃に金光明寺から変更されて成立したものであることが既に指摘されている⁽³⁾からである。すなわち、天平19年4月の段階で東大寺という寺名の印が押されることは考え難いのである。

また、写経所の経生手実⁽⁴⁾に印が押されることも、不自然といわざるを得ない。正倉院文書には実に多くの写経所関連の手実が伝えられているが、その中に手実作成に伴って押印を受けたと考えられるものは一点も存在しないのである。庫外流出文書の中には、確かに印影を確認できる手実もあるが、以下に述べるように、それらの印を古代印と認めることはできないであろう。

写経所関連の手実で押印のある文書は上記のもの以外に、宝亀3年4月26日の石川宮衣手実(『拾遺』35)、宝亀5年8月24日と同10月16日の大坂広川手実(『拾遺』38・39)、宝亀5年10月7日の占部忍男手実(『拾遺』32)、宝亀5年10月16日の浄野人足手実(『拾遺』74)などが知られている。これらには、いずれも一辺60～61mm程の方印、「経所勘印」が押されており、さらに石川宮衣手実のみには直径40mmの丸印、「宮衣」印も押されている。

この内、「経所勘印」については、異なる文書で印影が異なるばかりではなく、同一文書内で印影を重ね合わせることもさへ困難なのである(図2)。このことはこの印影が、実際に印を使用して付されたものではなく、手書きされたものであった可能性を示唆している。また、私印と考えられる「宮衣」印についても、印影をトレースして重ね合わせると、個々の印影で印文と円形の郭の位



經所勘印（宝龜3年4月
26日石川宮衣手実）



宮衣（宝龜3年4月
26日石川宮衣手実）

図2 同一手実内にみえる同種の印を重ねた状況
（墨塗りと白抜き印影はそれぞれ別の箇所を押されたものである。S=2/3）

置関係が異なっていることがわかる〔図2〕。すなわち、この印は印文と郭がそれぞれ別に押されていると考えられるのである。このように、これらの手実を押された印は、古代印とするには不自然で、もともと文書に押されていたものとは考え難いのである。

以上のことから、手実に押されたA印も文書に本来押されていたものではないと考えられ、A印がC印と極めて類似している点から見て、A印はC印を模して、後世に押印されたものと推察されるのである。

2 天平宝字年間の文書にみられる印

東大寺B印の押印されている文書は、天平宝字5年12月から6年7月にかけての造東大寺司牒で、いずれもあて所が造石山寺所となっている。ここには二つの問題がある。まず、B印は造東大寺司牒でも造石山寺所あてのものに集中してみられること、そして、造石山寺所あての造東大寺司牒すべてにこの印が押されているわけではないことである。

すでに指摘のあるように、造石山寺所関係文書は特殊な事情で東大寺の写經所関係文書と混合して、正倉院文書として伝存しており、岡藤良敬氏は、造石山寺所あての造東大寺司牒を、印の有るものも無いものも含めて、その他の文書とともにもともといわゆる「造石山院所貯蓄繼文」と仮称される帳簿一巻の中に張り継がれていたものとして復元している⁽⁵⁾。以下表1に、これら造東大寺司牒を①～⑫として、年代順に署名者と印の有無を示して列記しておく。

表1によると、造東大寺司牒の署名者と印の有無とに直接の関連性を見出すことはできず、文書作成過程での押印における特定官人の関与は想定できないようである。また文書内容をもみても、⑥以外は造東大寺司から造石山寺所への具体的な人の配属や物資の調達に関する類似の文書となっているから、押印の有無と文書内容の関連性も想定できない。

このようにこれらの文書は、それぞれ形式やあて先が同じで、内容も類似するなど、押印の有無以外の差異を表面的に見出しにくく、一見、B印の有無にはあまりこだわっていなかったようにもみえる。しかし、これらが最終的に帳簿として貼り継がれて保管されていたことに注目し、復元さ

表 1

年月日	署名者		押印	出典
	判官	主典		
①宝字5/12/23	葛井根道	志斐麻呂	有	正集5, 大古4-525~526
②宝字6/1/7	葛井根道	弥努奥万呂	有	正集5, 大古5-1~2
③宝字6/1/14	上毛野公	阿刀酒主	無	統別6, 大古5-3~4
④宝字6/1/23	葛井根道	阿刀酒主	無	統別7, 大古5-68~69
⑤宝字6/1/29	葛井根道	弥努奥麿	有	正集5, 大古5-76~77
⑥宝字6/2/2	葛井根道	志斐麻呂	有	正集5, 大古5-84
⑦宝字6/2/9	上野公真人		無	統別7, 大古5-103
⑧宝字6/3/16	葛井根道	弥努奥麿	有	正集5, 大古5-143
⑨宝字6/3/17	上野公真人	志斐麻呂	有	正集5, 大古5-144
⑩宝字6/3/24	葛井根道	阿刀酒主	有	正集5, 大古5-240~241
⑪宝字6/7/9	葛井根道	阿刀酒主	有	正集5, 大古5-243~244
⑫宝字6/8/20	葛井根道	阿刀連	無	正集5, 大古5-271

れるそれぞれの文書の接続関係を確認していくと、押印のあるものと無いものとは、貼り継がれる段階で、その取り扱われ方が異なっていたことがわかる。

『正倉院文書目録一正集』(1987)によると、正集5に収められている表1の①②⑤⑥⑧⑨⑩⑪の8通は、もともとそのままこの順番で貼り継がれていたようであり、①の前に接続する文書と⑪の後に接続する文書については、「ハガシトリ痕不明」で接続関係も不明となっている。従来、この八通は接続するものではなく、「東大寺印」があることによって、天保年間の穂井田忠友以降に「造石山院所貯蓄継文」から抜き取られつなされたものであるとされてきたが⁽⁶⁾、『目録』によって、実際は少なくとも造石山寺所あての造東大寺司牒で押印のあるものは全て、それぞれが年代順に貼り継がれた一連の帳簿として復元されることが明らかとなったのである。この間には、年代順で見れば押印のない③④⑦が挟まれているが、それらがその中に貼り継がれなかったということは、内容や文書形式が同じでも、押印されている文書とされていない文書は同質の文書ではなかったことを示す。なお押印のない⑫に関して『目録一』は、文書の左右にハガシトリ痕があるものの、接続関係は不明とする。

次に『正倉院文書目録二統集』(1988)によると、押印のない宝字6年2月9日の⑦に関して、原本調査での接続関係は不明ながら、写本によってその前後にそれぞれ宝字6年2月9日の筥陶司充器注文(統修43表, 大古5-104), 宝字6年2月17日の東大寺造物所送進文(統修43表, 大古5-112~113)との接続関係を想定する。なおさらに写本によってその前には、宝字6年2月5日上馬養銭用注文(統々修43-22表, 大古5-85), 後ろには宝字6年3月3日東大寺造物所送進文(統修44表, 大古5-135~136)が接続していたことが想定されている⁽⁷⁾。すなわち、⑦の造東大寺司牒は押印のあるものと異なり、注文や送進文などとともにほぼ日付順に貼り継がれていた可能性が高いのである。

以上のように、押印のある造東大寺司牒は集められて日付順に貼り継がれているのに、押印のないものはそれとは別に、その他の文書とともに日付順に貼り継がれていることからみて、これまで指摘されてきたように仮に上記の造東大寺司牒が、最終的にいわゆる「造石山院所貯蓄継文」一巻としてその中に貼り継がれたものであったと想定しても⁽⁸⁾、押印のある牒とない牒は、それ以前に、使用目的を異にする別々の帳簿に貼り継がれていた段階があったと考えるべきであろう。

では、押印のある牒とない牒はどこが異なるのであろうか。その参考となるのは以下に掲げる⑫の造東大寺司牒である。

造寺司 牒近江石山院

錢捌貫

右依彼解状、漕功等料下充如件、仍付還使勝屋主、故牒。

天平宝字六年八月廿日主典阿刀連

判官葛井連「根道」

⑫は第2次文書で、第1次文書にあたる造東大寺司務所あての東大寺三綱牒には「東寺綱印」が押されている。東大寺三綱牒側には別筆で「此面不用」という書き込みがあり、岡藤氏はこれが造東大寺司で反故にされた後、紙背に⑫の文書が書かれ、石山に送られたと指摘する⁽⁹⁾。ただし⑫の牒は押印文書の裏に書かれた紙背文書なので、これを正文として理解することは困難であろう。また「錢捌貫」の下の棒線も、おそらくは割書きなど何らかの文章を省略したことを示すマークとも見られ、後で書き込んだものでもなければ、正文にこうした記号が付されることは考え難い。すなわち⑫の牒が造東大寺司から造石山院所に実際に正文として送付されたとは考え難く、むしろ案文とすべきものなのである。これには葛井根道の自署があるものの、案文にも自署される場合のあることからすれば⁽¹⁰⁾、自署の有無は案文・正文を判断する材料とはならない。

このことから推察すれば、押印の有無以外、文書の内容や形式に差の認められない造東大寺司牒の事務処理上の取り扱いの異なりは、案文と正文の相違によるものであった可能性が高いと考えられる。

ただし、これら押印のない牒でも造東大寺司の官人の自署は持つので、これを案文ととらえると、造石山寺所で書写されたものではなく、造東大寺司で作成されたものと理解しなければならないことになる。ここで、造東大寺司に残されるはずの案文がなぜ造石山寺所関係文書とされているのが問題となるのである。

この問題を今回明確にすることはできないが、これらの文書が造石山寺所関連の帳簿に混入する一要因として造東大寺司官人が関与していたであろうことは想定できる。まず、造石山寺所あての造東大寺司牒のある年代と重なる宝字5年末から6年の約1年間は、造東大寺司の被官である東大寺写経所の写経活動が石山寺に場所を移して行われていた⁽¹¹⁾。さらに、造東大寺司の主典である安都雄足は、造石山寺所の別当と写経所の別当も兼ねていたのである。写経所の別当は安都雄足のほかに、先の造東大寺司牒の署名に度々名のみ見える造東大寺司判官の葛井根道もあっていた⁽¹²⁾。すなわち、造石山寺所関連の造東大寺司作成の案文が、造石山寺所の事務処理に利用されたとすれば、その背景に、石山寺におかれた写経所や造石山寺所に直接携わる造東大寺司の官人の関与があったことも推測できるのである。しかしいずれにしても、「東大寺印」の無い造石山寺所あての造東大寺

司牒は本来造東大寺司に残されるべき案文である可能性が高い以上、「造石山院所貯蓄継文」の作成過程については、今後も検討すべき余地が残されている。

では、B印が造東大寺司牒でも造石山寺所あてのものに集中してみられる理由は何か。そもそも、東大寺の外に発信する文書の正文は、その受信先で処分されるものなので、特別な事情でもない限り正倉院文書として伝来しない。すなわち、造東大寺司内に残され、あるいは反故文書として利用されている造東大寺司牒で正倉院文書として伝存したものは案文を基本とするはずである。しかし、造石山寺所が管理すべき文書は、先述のように特別な事情により正倉院文書として伝わっており、造東大寺司が造石山寺所へ送った正文は、それ以外の所へ送った正文よりも、正倉院文書に含まれてしまう確立が高いのである。したがって、造石山寺所あての造東大寺司牒のみがB印を押されていたと敢えて考える必要はなく、むしろ文書伝来の経緯によるところが大きいとすべきであろう。

3 「東大寺印」の改鋳

東大寺C印の押された文書は、正倉院文書中では1通が確認できる。それもやはり造東大寺司牒で、あて所は西隆寺鎮三綱務所となっている。裏は宝亀6年正月の食口案なので表はそれ以前となるが、断簡で現段階では接続関係も不明である。そのためあまり年代を限定できないのだが、C印は正倉院文書以外にも押印されている文書が確認できるので、印から文書年代の手がかりを得ることは可能なのである。

今回、正倉院文書以外でC印と確認できたのは、天平20年8月26日の山背国宇治郡加美郷家地売買券（東南院文書3-41、大古3-112~113）の継ぎ目裏に押印されているもの、天平勝宝7歳5月7日・同11月13日の相模国司牒（早稲田大学図書館蔵、大古4-58~59・83）の紙継ぎ目裏に押印されているもの、宝亀3年12月30日東大寺奴婢帳（東南院文書5-6、大古6-428~446）の字面全面に押印されているもの、延暦15年8月2日東大寺三綱牒（早稲田大学図書館蔵、平安遺文1-14）の字面全面に押印されているものである。なお印影の確認については、相模国司牒は複製を国立歴史民俗博物館が所蔵しているので、実寸で認定できたが、それ以外は主に写真やマイクロフィルム紙焼写真での判断となった。そのため、B印との差異は「大」の字形などで確認できるものの、C印と類似しているA印との差は明確にし難い面もあり、上記のものは「東」の字が比較的明瞭に確認できることによって判断できたものに限っている。⁽¹³⁾

これらの内、売券や相模国司牒などに継ぎ目印として見られるものは、文書を整理し貼り継いだ後に押されていることが明白なので、文書年代と押印時期とを重ねて理解することはできない。したがって、文書年代と押印年代が重なると思われるものは、字面全面に押印のある宝亀3年12月30日東大寺奴婢籍帳と延暦15年8月2日東大寺三綱牒となる。

ここで、東大寺印は宝亀3年や延暦15年よりも前の天平宝字年間には先述のB印の存在が確認できるので、C印はB印よりも後のものであることが理解されるであろう。B印とC印の二種の「東大寺印」が同時併存していたという無理な解釈を加えない限り、天平宝字年間以前の文書の継ぎ目裏印としてみられるC印は、少なくともB印の確認できる最後の文書年号である天平宝字6年7月よりも後に押印されたと判断すべきなのである。さらに、B印の押されている天平宝字6年7月9日造東大寺司牒とC印の押されている宝亀3年12月30日東大寺奴婢帳との間には、「東大寺

印」の押印されている現存の文書を確認できないので、宝亀3年12月30日東大寺奴婢帳は文書に押印されているものとしては、実質的にもC印の初見史料になるといってよいだろう。

このように、C印を天平宝字6年以降のある段階に鑄造された印で、その初見を宝亀3年とした場合、以下の史料が注目されよう。

『続日本紀』宝亀2年8月己卯条

初令_レ所司鑄_二僧綱及大安・薬師・東大・興福・新薬師・元興・法隆・弘福・四天王・崇福・法華・西隆等印_一、各頒_レ本寺_上。

右によれば、宝亀2年8月に東大寺を含む大安寺や薬師寺など12の寺に、官鑄の寺印が頒下されていることがわかる。すなわち、宝亀3年を押印文書の初見とするC印は、宝亀2年に官鑄で製造されたものであったとみてほぼ間違いないであろう。したがって、先の正倉院文書の年月未詳の造東大寺司牒も、宝亀2年8月以降、宝亀6年正月以前の文書ということになる。

以上のことから、天平宝字5年末を初見とする東大寺B印は宝亀2年にC印に改鑄されたことが明らかとなるが、「東大寺印」の変遷を考える上で、もう一つ重要な資料がある。

「東大寺山塚四至図」は、天平勝宝8歳6月9日の日付と大僧都良弁以下四名の署名を持ち、「東大寺印」が八顆押印されていることが知られている。日付と署名部分に押印されているため、そのまま理解すればこの印は天平勝宝八歳段階のもと考えられ、B印あるいはB印以前に使用されていた印ということになる。実見していないのでその種類を明確に示すことができないのだが、西岡虎之介編『日本荘園絵図集成』の写真で確認しても、わずかに「東」の字が見えるのみで、極めて残りの悪い印影であるようだ。試みにそこからこの印影をトレースし5.8~5.9cm四方の方印として拡大してみた。

ここから明らかとなったことは、「東」の字形や位置がB印とは重ならないことである。無論、原寸からのトレースではないので正確なことは言えないが、B印は、方形の郭の右辺から「東」の字までが垂直で4mm程度しか離れていないが〔図1〕、「山塚四至図」の印はその倍の7~8mm程度離れてみえ〔図3の黒塗りの印〕、その差異は明瞭である。ところが、C印と比較すると、「東」の字形や位置はほぼ重なることになる〔図3〕。このことは、「東大寺山塚四至図」への押印が宝亀2年以降であった可能性を強く示しており、押印までの過程についても今後の検討課題となる。

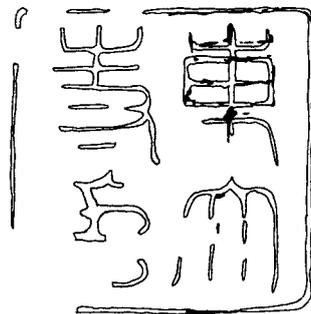


図3 「山塚四至図」の「東大寺印」
(白抜き印は東大寺C印。S=2/3)

② ……………「造東寺印」

前節で述べたように、造東大寺司はその牒に「東大寺印」を使用していたが、一方で「造東寺印」を使用した文書もある。この印にも三種の印影が認められるので、以下にA・B・C印としてそれぞれの文書をあげておく。



図4 「造東寺印」(S=2/3)

- A印 天平宝字2年7月写千卷経所食物用帳断簡(『拾遺』16)
天平宝字7年2月造石山寺所解移牒符案(『拾遺』52, 大古5-399)⁽¹⁴⁾
- B印 天平宝字2年11月14日東寺経所解(『拾遺』19, 大古4-348)
- C印 天平勝宝4年10月25日造東大寺司牒(正倉院宝物銘文集成1-250, 大古3-587~589)
宝亀2年9月5日(造東大寺司)政所符(正集5, 大古6-201)

B印は5.9cmの方印で、規格が寺印とほぼ同じである。しかし、A印とC印はいずれも丸印で、直径もそれぞれ3.5cm, 3.6cmと小さく、B印とは全く異なる規格となっている〔図4〕。A印とC印との差は、端的にはC印がA印より一回り小さいということだが、字形でみても「寺」と「印」が若干異なっている⁽¹⁵⁾。

ここで文書からそれぞれの印について考えていくこととしたい。

A印の押された二通の庫外流出文書のうち、天平宝字2年7月写千卷経所食物用帳断簡は、それと接続する庫内の他の食物用帳に印が押されていないことによって、もともとA印が押印されていたかどうか疑問視されるべきものである。また、天平宝字7年2月の造石山寺所解移牒符案も、『拾遺』の52文書解説によると右が続々修4ノ12の第2紙(大古5-386~387)に接続し、両断簡は同筆で文意通ずとされているが、庫内側の断簡には事書部分が含まれているにもかかわらず、やはり押印がなされていない。すなわちこれももともと押印されていたものとは考え難いのである。したがって、A印は文書作成には伴わない後世の印であると考えられる。

次にB印の押された庫外流出文書である天平宝字2年11月14日の東寺経所解であるが、これは造東大寺司写経所が坤宮官の命により書写した金剛般若経千二百巻の終了報告である。ここには造東大寺司次官の高麗大山と安都雄足の自署が付され、またこの文書の案文が続々修十八帙六裏(大古14-246)にあるから、押印のなされた正文と解釈すれば何ら矛盾はない。接続関係についても不明であるから、文書からはこの印を問題視することができないのである。

しかし、印の種類の変遷でB印を考えると、A印も同様であるが、この印の存続時期がC印の存続時期に挟まれるという重大な問題が生じることとなる。先の検討によってA印は除外したとしても、奈良時代の官司が同印文を持つ全く異なる規格の2種の印を所持していたと想定すること

は困難であろう。また『報告書』の印文集成一覧表で示されているように、「造東寺印」で方印のものはこれ一点しか認められず、宝庫内の文書に押されているC印が疑う余地を持たないとすれば、庫外流出文書にのみ見られるB印には疑義が呈されることになる。

以上のことから、現段階において奈良時代の「造東寺印」と明確に認定できるのはC印を置いて他にないということになる。

③……………造東大寺司と「東大寺印」「造東寺印」

ここで次に問題となるのは、造東大寺司の使用した「東大寺印」と「造東寺印」との関係についてであろう。

造東寺C印は天平勝宝4年10月から宝亀2年9月の間は少なくとも存在しているので、東大寺B印がこれに挟まれることとなる。また、東大寺C印も先述の『続日本紀』宝亀2年8月己卯条の年月日をそのまま寺印頒下の日付と理解すれば、「造東寺印」と同時併存していたことになる。

これに関して小口雅史氏は、「造東寺印」があったにもかかわらず、造東大寺司と造石山院所の往復文書が「東大寺印」に限られているのは、大僧都良弁の造東大寺司支配、僧綱-三綱勢力の拡大と造東大寺司の衰退という政治史的動きが印の使用にも反映された結果であると解釈している。そして、それ以後の「造東寺印」の使用は道鏡左遷後の宝亀二年まで待たねばならないとする。すなわち、小口氏は、天平宝字年間の「東大寺印」を造東大寺司よりも僧綱-三綱勢力と関係の深い印であるとする理解を前提として、道鏡左遷で僧綱-三綱勢力の造東大寺司への影響力が弱まったことにより、造東大寺司はその文書に再び「造東寺印」を押すようになったと考えるのである。⁽¹⁷⁾

しかし、表1で示したように、東大寺B印の押された天平宝字年間の造石山寺所あての造東大寺司牒に、造東大寺司の官人以外の署名者は無く、また宝亀年間に登場する東大寺C印より前に、僧綱や三綱の署名を持つ文書での「東大寺印」の確実な使用例は確認できないので、実は天平宝字年間の「東大寺印」と僧綱-三綱勢力との関係を直接示す史料は無い。東大寺C印より前の「東大寺印」は、ただ、造東大寺司官人のみが署名する造石山寺所あての造東大寺司牒に押されたものが伝存するだけなのである。また道鏡左遷後に僧綱-三綱勢力の影響力が弱まり「造東寺印」が復活したと捉えても、先に指摘したように、一方でこの時期造東大寺司はその牒にやはり東大寺C印を使用した例も確認できるので、むしろ造東大寺司は「造東寺印」と「東大寺印」を使い分けているように見えるのである。この点、造東大寺司と「東大寺印」「造東寺印」との関係は、政治的な問題から一旦切り離して、文書による組織運営システムとの関連で位置づけ直す必要もある。⁽¹⁸⁾

さて先述のように「造東寺印」は、天平勝宝4年の三綱所あての造東大寺司牒と、宝亀2年の写経所領と考えられる上道人数あての造東大寺司政所符の両文書に認められる。すなわち、この印は、東大寺内で伝達された造東大寺司の文書にしか押されていないのである。

一方、造東大寺司の文書に押された「東大寺印」は、B印が天平宝字5年～6年の造石山寺所あての造東大寺司牒に、C印は宝亀2年～6年の間のもものとみられる西隆寺三綱務所あての造東大寺司牒にみられる。

この内、C印の押された西隆寺三綱務所あてのものは「造東寺印」の押された文書と対照的にま

さに東大寺外に伝達された文書と見てよい。すなわち、東大寺C印が鑄造されて以降の宝龜年間の造東大寺司は、大まかにいえば、「造東寺印」と「東大寺印」を、あて所が寺内か寺外かで使い分けていた状況が窺われるのである。

ところがそれより前の「東大寺印」と「造東寺印」については、天平勝宝4年に見られた「造東寺印」が、東大寺B印の存在を確認できる宝字年間にその使用例を確認できず、先の小口氏のように、造東大寺司の文書に、天平宝字年間頃の一時期「造東寺印」が使用されずに「東大寺印」が使用されるようになったと解釈する余地も残されることになる。



図5 「東寺綱印」(S=2/3)

ここで注目したいのは、先の⑩の文書の第一次文書である宝字6年の造東大寺司あての東大寺三綱牒に「東寺綱印」〔図5〕が押されていたことである。「東寺綱印」の存在は天平勝宝4年より正倉院宝物で確認されるが、少なくとも、東大寺B印が存在している天平宝字6年段階で、三綱は造東大寺司あての牒に三綱の印を使用しており、これと対応関係にあるのが、同様の文書形式でこれと逆の動きをする天平勝宝4年の「造東寺印」の押された三綱所あての造東大寺司牒なのである。「造東寺印」「東寺綱印」の初見が同じく天平勝宝4年なので、この両印はこの頃に鑄造されたものと考えられるが、東大寺B印が鑄造されても、一方の三綱が造東大寺司あての牒に「東寺綱印」を使用しているのに、造東大寺司は三綱あての牒に、造石山寺所あてのものと同様に、「東寺綱印」よりもひとまわり大きい「東大寺印」を使用したと想定することは、これこそ小口氏の指摘する、この時期の政治史的動きとしてみられる造東大寺司への僧綱—三綱勢力の介在という状況を考えても困難であろう。やはりそれには「造東寺印」が押されていたと考えるべきである。なお、この時期の東大寺三綱あての造東大寺司牒の正文は伝存しないが、案文は見られるので、実際は「造東寺印」の押された三綱あての造東大寺司牒が出されていたものと推測される。

これらのことから、天平勝宝4年以降、造東大寺司と東大寺三綱は、互いに往復する文書にはそれぞれの東大寺内での組織名を冠した印を用いており、その関係は東大寺B印が鑄造されても続いていたものと考えられる。すなわち、造東大寺司は東大寺B印が鑄造された後、「造東寺印」と「東大寺印」を使い分けていた可能性が高いと考えられるのである。東大寺という呼称のさすものは、寺の三綱クラスまで、寺の衆僧まで、写経所を含む造東大寺司と広狭あったことは井上薫氏によって指摘されているが、⁽²²⁾いずれも東大寺と称される造東大寺司と三綱は、互いの文書には「東大寺印」を使用することなく、東大寺内の組織名の印を使用していたのである。

以上のことから、「造東寺印」は鑄造以来、一貫して寺内に伝達される文書に押印されるものであったと考えて大過ないと思われる。したがって、造東大寺司の東大寺B印使用の場合も、その押された文書のあて所が造東大寺司の下部組織である造石山寺所となっているものの、東大寺C印と同様、寺外という意識は働いていた可能性がある。造東大寺司が下部組織の造石山寺所に司符を出すべきところ、司牒として⁽²³⁾いることはこのことと関連しているかもしれない。

いずれにしても、造東大寺司が「造東寺印」を使用するのは東大寺内に発信する文書に対してであったことが推察され、造東大寺司と三綱が同居する東大寺はその内部において、少なくとも奈良

時代中葉以降は、それぞれの所属の印を用いた文書による組織運営体制を確立しつつあったことが窺われるのである。

むすび — 今後の課題 —

天平宝字5年末までに鑄造された「東大寺印」は、宝亀2年に他の寺印が官鑄で頒下されるに伴って、改鑄されることとなったが、東大寺三綱が「東大寺印」を使用するようになるのも、この印から確認される。これは史料の残存状況によるものと解釈する余地もあるが、実際に天平宝字5年末までに鑄造された「東大寺印」を東大寺三綱は使用していなかった可能性もある。それは『続日本紀』宝亀2年8月己卯条の東大寺を含む諸寺印頒下記事が、それを「初めて」と称しているからである。東大寺の印が宝亀2年に初めて頒下されたとされている以上、宝亀2年の改鑄前と以後ではやはり「東大寺印」の機能に何らかの変化があったと考えられ、東大寺三綱が天平宝字5年末までに鑄造された「東大寺印」を使用した例が見られないのはこのことと関連しているとも思われるのである。またその場合は、これが政治史ともからむ組織運営上の変化とも関連することになる。本稿はあくまで印を主体に文書を解釈する手法をとったので、こうした総合的な検討は今後の課題とせざるをえない。

ところで、「造東寺印」「東大寺印」「東寺綱印」などが見られるようになる天平勝宝～天平宝字年間には、「書」印（天平勝宝2年初見）や「経所」印（宝字四年初見）、「東寺大殿」印（宝字3年初見）などが登場する時期でもあり、造東大寺司や東大寺三綱ばかりでなく、東大寺内の各部局は、文書の用途や組織に応じて印を使用する文書行政を展開していたことが窺われる。

また、造東大寺司の主典であった安都雄足の私田経営が、私印を持つ各「所」の担当者のもとに、独自の命令系統を有して展開したのも、この時期であった。⁽²⁴⁾ただし、これらの私印は縦横28～30mmの方印に統一されており（『報告書』）、「所」の担当者が自由に鑄造したものというよりは、一定の規格性と規制力をもって鑄造されたと考えべきである。その意味では、正倉院文書に見られる八世紀半ばの印の使用の広がりや、いずれも権力あるいは組織との関連性を強く感じさせるものなのである。

印は鑄造・保管・使用などを規制・管理されることによって、個人から離れたある種の社会的「権威」を身にまとふ。近年では、古代印も発掘調査により確認されるようになり、印が史料から窺われる以上に、古代の在地社会に広がっていたことが徐々に示されつつある。印がなぜ古代社会に広く受け入れられたかという問題については、こうした考古資料の検討も含め、今後の大きな課題となる。

註

(1)—— 鎌田元一「日本古代の官印」『律令制国名表記の成立』、吉川真司「外印請印考」、佐藤泰弘「平安時代の倉印」（『日本古代官印の研究』《平成七年度科学研究費補助金（一般研究B）研究成果報告書》、1996）など。

(2)—— 本稿の印の分類は『報告書』と対応する。

(3)—— 山下有美「正倉院文書を伝えた写経機構（上）」（『正倉院文書研究』2、1994）。

(4)—— 吉田 孝「律令時代の交易」（『律令国家と古代の社会』所収、1983）、岡藤良敬「総序」（『日本古代造営史料の復元研究』所収、1983）。

- (5)——岡藤良敬『『造石山院所貯蓄継文』』(前掲註(4)書所収)。
- (6)——皆川完一「正倉院文書の整理とその写本—穂井田忠友と正集—」(『続日本古代史論集・中巻』, 1972), 岡藤良敬前掲註(5)論文。
- (7)——写本などによるいわゆる「造石山院所貯蓄継文」の復元については、すでに岡藤良敬前掲註(5)論文が詳細に行っている。なおこれらの研究成果と『正倉院文書目録』で示される文書の接続関係とは異なるものもあるが、本稿では原本調査によって得られた『正倉院文書目録』の成果によることにする。
- (8)——岡藤良敬前掲註(5)論文。
- (9)——岡藤良敬前掲註(5)論文。
- (10)——例えば宝字6年3月7日造石山寺所告朔解案(統修38裏, 大古5-137~139)。なおこれが案文であることは岡藤良敬「造石山寺所告朔解案」(前掲註(4)書所収)参照。
- (11)——山下有美前掲註(3)論文。
- (12)——山下有美「正倉院文書を伝えた写経機構(下)」(『正倉院文書研究3』, 1995)。
- (13)——『報告書』の日本古代印文集成一覧表では宝亀3年12月30日東大寺奴婢帳の印の種類を示していなかったもので、補っていただきたい。
- (14)——『報告書』では印の分類をBとするが、Aの誤りである。
- (15)——天平勝宝4年10月25日造東大寺司牒の印影については原寸トレースができなかったが、松嶋順正編『正倉院宝物銘文集成』(1978)の写真(1-250)によって、「寺」「印」の字形がC印と同じであることが確認できた。
- (16)——皆川完一「正倉院文書『写千巻経所食物用帳』について」(『東京大学史料編纂所報』8, 1973)。
- (17)——小口雅史「律令制下寺院経済の管理統制機構—東大寺領北陸初期荘園分析の一視角として—」(『史学論叢』9, 1980)。
- (18)——小口氏は年月未詳造東大寺牒(大古23-169)を神護景雲年間のもので捉えたために、このような理解をしたものと思われる。なお本文で指摘したように、これは宝亀2年8月以降、宝亀6年正月以前の文書である。
- (19)——『報告書』日本古代印文集成一覧表参照。
- (20)——小口雅史註(7)論文。
- (21)——天平宝字6年閏12月1日造東大寺司牒案〔大古16-109〕。
- (22)——井上 薫「東大寺の造宮」(『奈良朝仏教史の研究』所収, 1966)。
- (23)——福山敏男「石山寺・保良宮と良弁」(『寺院建築の研究』中所収, 1982)。
- (24)——小口雅史「安都雄足の私田経営—八世紀における農業経営の一形態—」(『史学雑誌』96-6, 1987)。
- 〔付記〕本稿投稿後、皆川完一「正倉院流出文書の偽印」(『古代中世史科学研究』上巻所収, 1998)が発表された。分析方法は異なるが、古代印についての真偽の判断は本稿の結論と一致する点が多く、あわせて参照していただきたい。

(関東学院大学経済学部, 国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査協力者)

“Tōdaiji Seal” and “Zōtōji Seal” Based on an Analysis of the *Shōsō-in* Documents

TANAKA, Fumio

The *Shōsō-In* Documents (正倉院文書), classified as extremely important materials for ascertaining the actual state of the documentary governance of Japan in old times, bear a variety of old seals as already known to the people concerned. This paper discusses, among others, the “*Tōdaiji* Seal” (東大寺印) and the “*Zōtōji* Seal” (造東寺印) which are considered to have had a close relationship particularly with the management system of *Tōdaiji* Temple, trying to give a new perspective over the *Shōsō-in* Documents, so far studied principally with respect to mutual positional relationship of the contexts of individual documents separated into a plural number of sheets, from the viewpoint of studies on seal marks.

Three types of “*Tōdaiji* Seals” appearing in the *Shōsō-in* Documents were already identified, and two of the said three are ascertained as old seal marks. Identically, three type of “*Zōtōji* Seals” were also identified, but only one type was determined as an old time seal. Based on this fact, the changes and mutual relationship of both the “*Tōdaiji* Seals” and “*Zōtōji* Seals” can be confirmed as shown below.

The *Tōdaiji* Seal, cast at and before the end of the 5th year of *Tempyōhōji* (A.D.761), was recast simultaneously with the seal marks of other temples were cast officially and issued in the 2nd year of *Hōki* (A.D.771). The presence of the *Zōtōji* Seal during the period from the October of the 4th year of *Tempyōshōhō* (A.D.751) to September of the 2nd year of *Hōki* (A.D.771) was confirmed, but it is considered that the office of *Zōtōdaiji-shi* (造東大寺司) used the *Zōtōji* Seal in their internal documents while putting the *Tōdaiji* Seal in the documents issued outside the temple.

In addition, after the 4th year of *Tempyōshōhō*, the officials of *Zōtōdaiji-shi* and *Sangō* (三綱) of *Tōdaiji* Temple used in their mutually exchanged documents the seals bearing their sections to which they belonged. This shows that after the middle of the *Nara* era, a administrative system using official documents affixed with seals was being established in *Tōdaiji* Temple including the offices of *Zōtōdaiji-shi* and *Sangō* managing household of *Tōdaiji* Temple.
